

国労本部電送 NO. 246	発信日 2020年5月14日	発信 企画部	責任者	受領者
-------------------	-------------------	-----------	-----	-----

指示第78号
2020年5月14日

各 エリア本部
各 地方本部
執行委員長 殿

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

第89回定期全国大会の開催延期ならびに 全国代表者会議(5月9日開催)の議題について

政府は、5月6日に期限を迎えた緊急事態宣言について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを5月4日に正式に決定した。こうしたなか本日、東京都や大阪府をはじめ、重点的に対策を講じる13の「特定警戒都道府県」のうち、茨城、岐阜、愛知、石川、福岡の5県と、特定警戒以外の34県に対する発令が解除されたが、依然として世界的な感染の収束は予断を許さない状況にある。

本部は、本日開催した第13回中央執行委員会において新型コロナウイルスの感染拡大局面から収束が見通せない現状を受けて、7月に開催を予定していた第89回定期全国大会の延期を決断した。各級機関は組合員・家族と仲間の命と健康を守るため、あらゆる局面において万全の感染防止対策を行うとともに、終息後に備えた運動の準備と構築に腐心することを訴えるものである。

記

1. 第89回定期全国大会は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した段階で速やかに開催する。但し、2020年度全国大会代議員選挙については、規約第19条等の取り扱いにより、2019年度中に実施するものとする。
2. 5月9日に提起する予定だった全国代表者会議の議題は別紙の通りである。尚、大会開催までの当面する取り組みや財政方針などについては然るべき時期に機関会議を開催するものとし、別途提起する。

以上

第 89 回定期全国大会の開催延期について

政府は、5月6日に期限を迎えた緊急事態宣言について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを5月4日に正式に決定した。こうしたなか本日、東京都や大阪府をはじめ、重点的に対策を講じる13の「特定警戒都道府県」のうち、茨城、岐阜、愛知、石川、福岡の5県と、特定警戒以外の34県に対する発令が解除されたが、依然として世界的な感染の収束は予断を許さない状況にある。

本部は、新型コロナウイルスの感染拡大局面から収束が見通せない現状を受けて、本日開催した第13回中央執行委員会において7月に開催を予定していた第89回定期全国大会の延期を決断した。

新型コロナウイルスの感染者は、世界で400万人を超え、29万人を上回る人が命を落としている。日本においても累計感染者は1.5万人を超え、多くの国民の尊い命を奪っている。

安倍政権は、緊急事態を宣言したものの補償対策の遅れや対応に批判が集中し、PCR検査についても各国と比較して著しく低い検査数にとどまり実態と対策が見えないなど、感染の拡大に対する国民の不安に答えることができていない。その一方で安倍首相は5月3日の憲法記念日に、感染拡大を受けた緊急事態対応をめぐる憲法改正議論の前進を訴えた。日本が、そして世界が新型コロナウイルスに立ち向かおうとしているときに、コロナ禍を改憲のテコにすることは言語道断であり許されるものではない

JR各社においては、社員感染も出ている中で、業務上人との接触を避けることができない職場での不安は大きくなっている。人流や物流も移動の自粛や制限によりかつて経験したことの無い減少傾向となっており、経営にも影響し始めている。さらに在宅勤務や一時帰休の措置が取られるなど労働条件の変更や定期列車の減便も余儀なくされている。

国労は、誰もが経験したことの無いウイルスの感染拡大防止のため、組合員や関係者の安全を考え、断腸の思いであったが2020年春闘総決起集会を自粛し、以降も各種会議を書面提起に切り替えてきた。しかし、全国大会を2か月後に控えた現状の中で、最優先されるものは命であり、本人はもとより、家族、職場の仲間、ひいては地域や全国の仲間の命と健康を考え、「大会は、組合の最高決定機関であり、毎年7月に中央執行委員長が招集する」と規定されているが、延期することとする。大会は、感染拡大の収束後速やかに開催することとし、大会までの当面する取り組みや財政の関係などは別途提起する。それまでの間、自らの命と家族や仲間の命を守る立場からの自粛と終息後に備えた運動の準備に腐心することを訴えるものである。

2020年5月14日
国鉄労働組合
中央執行委員長 松川聡

2020年5月9日

全国代表者会議

I. 報告・検討事項

1. 2020年度夏季手当獲得の取り組み（JR北海道・東日本・貨物）

- ・ 要求提出日 2020年5月14日（木）
- ・ 要 求 額 年間5.0ヶ月を基本とし、JR北海道・東日本・貨物・ソフトバンク各社に対する夏季手当要求配分については、本部及び各エリア本部で調整し、各社の業績を踏まえた個々の交渉による要求の前進をめざす。
- ・ 支 払 日 2020年6月末を基本に支払いを求める

【参考】東海・西日本・四国・九州 要求額と妥結額

- ①東 海 3.50ヶ月要求（2.95ヶ月妥結）
- ②西日本 6.50ヶ月要求（年間臨給5.38ヶ月妥結）
- ③四 国 2.50ヶ月要求（1.89ヶ月妥結）
- ④九 州 3.00ヶ月要求（2.48ヶ月妥結）

2. 新型コロナウイルス対策について

（1）国内情勢と各社における対応について

- ・ 緊急事態宣言が当初5月6日までだったが、5月31日まで延長。（5月14日に一部解除）
- ・ 各社で時差出勤、在宅勤務、駅職場等を中心に一時帰休が導入

（2）感染拡大予防の考え方について

本部227号（指示第69号 4/7付）及び本部237号（指示第74号 4/17付）及び本部242号（指示第77号 5/8付）を発出

（3）その他

3. 第 89 回定期全国大会に向けて

(1) 大会日程等について

開催期日については5月14日の第13回中央執行委員会で判断する。
(別紙「第89回定期全国大会の開催延期について」)

(2) 2020年度定期全国大会代議員選挙の実施について(5/14指令)

(3) 組合費の徴収ならびに交付金の取扱いについて

① 昨年10月より平均組合費の全額上納とした

② グループ会社社員の組合費について

(2020年度よりJRグループ会社正社員の組合費を15/1000から18/1000とし、平均組合費を3,000円とし、非正規は現行通り2,300円とする)

4. 「組織拡大・全国統一行動」の具体的展開について

(1) JR東日本組織対策委員会

- ・ 4月3日まで3回開催
- ・ 中央委員会以降、水戸地本で1名、千葉地本で1名拡大
- ・ 東労組の再分裂・・・JR本体で拡大できる最後のチャンスという不退転の決意で取り組む
- ・ 職場過半数代表選挙が中心となっているが労働組合の必要性を訴える(社友会では労働条件は変わらない)
- ・ 声掛け・・・対象者のリストアップ、取り組みを全体化する

(2) 各エリア・地方の取り組み

- ・ 各エリア・地方の会議等の取り組みは別紙のとおり

5. 財政関係について

(1) 組合費納入人員の確定 (別途配布)

6. 働き方改革について

(1) 同一労働・同一賃金

- ・ 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用（有期雇用労働者）の不合理な待遇格差の解消
- ・ 大企業は本年4月から、中小企業は2021年4月から施行
- ・ 基本給・昇給・期末手当、各種手当などの賃金だけでなく、教育訓練や福利厚生についても不合理な差があってはならない

(2) 70歳までの就業機会確保

- ・ 現行は60歳以上の方は希望者全員を65歳まで再雇用
- ・ 2021年4月より70歳まで就業機会確保の努力義務
- ・ 今後65歳定年を含む提案が出されることが想定される

7. その他

6月末～7月のゾーンでエリア代表者会議や全国代表者会議を予定しているが、コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言の動向を見ながら開催時期を判断する

以 上

【参考①】

70 歳までの就業機会確保

政府は3月31日、希望する人が70歳まで働けるよう企業に就業機会確保の努力義務を課すことを柱とした関連法を参院本会議で自民党などの賛成多数により可決、成立した。

少子高齢化が進む中、社会保障制度の担い手を増やすため、高齢者の就業や副業・兼業といった多様な働き方を促進する内容としている。

定年延長や再雇用のほか、フリーランスや起業した場合に業務委託で報酬を払う選択肢も認める。長寿化に合わせ、意欲のある人が長く働ける環境を整え、2021年4月から実施される予定である。

この関連法は、高年齢者雇用安定法や雇用保険法など6本の改正案を束ね、現行では希望者全員を65歳まで雇うよう企業に義務付け、企業は(1)定年廃止(2)定年延長(3)再雇用制度の導入の3つから選ぶこととしている。

改正案ではさらに政府が進める全世代型社会保障改革の一環で、働く意欲のある高齢者は支え手に回ってもらい、少子高齢化が進む中で制度の持続性を保つため、雇用保険法を改正し、2019年度までの時限措置としていた年収の0.6%と過去最低になっている雇用保険料率の軽減を2021年度までの延長や、従業員数301人以上の大企業に正社員の中途採用比率の公表を義務付けることも盛り込まれている。

また、現役時代から大幅に賃金が減った60～64歳に月給の最大15%を支給する高年齢雇用継続給付制度は、2025年度から給付率を下げ、最大10%とする。企業による65歳までの雇用が同年度から完全義務化されるため。

政府は、働き手が企業に未払い賃金を請求できる期間を延長する労働基準法の改正案も閣議決定し、4月の改正民法施行で賃金に関する債権の消滅時効が原則5年としつつ、当面は現行より1年長い3年とされている。

【参考②】

70歳までの就業機会確保

希望する人が70歳まで働けるよう企業に就業機会確保の努力義務を課すことを柱とした関連法が3月31日、参院本会議で自民党などの賛成多数により可決、成立した。少子高齢化の中、社会保障制度の担い手を増やすため、高齢者の就業や副業・兼業といった多様な働き方を促進する内容。2021年4月から実施する。

関連法は、高年齢者雇用安定法や雇用保険法など六つの法律を束ねた。

70歳までの就業は企業の選択肢を拡大した。定年延長・廃止や継続雇用制度の導入といった従来の制度のほかに、起業やフリーランスを希望する人への業務委託や、自社が関わる社会貢献事業に従事させることも新たに加えた。継続雇用制度では他社に転職させることも認める。

企業はいずれかの方法で就業機会の確保に努める。業務委託や社会貢献事業への従事は雇用関係がなくなるため、労使の合意を前提とする。厚生労働省は今後、合意すべき内容などを省令で定め、指針をまとめる。

副業や兼業を普及するため労災保険法も改正。仕事を掛け持ちする人の労災を認定する際、全勤務先での労働時間を合算して判断する新たな制度を設ける。

一方、現役時代から大幅に給料が減った60～64歳に月給の最大15%を支給する高年齢雇用継続給付制度は、2025年度から給付率を下げ最大10%とする。企業による65歳までの雇用が同年度から完全義務化されるため。

雇用保険法を改正し、2019年度までの時限措置としていた雇用保険の保険料率軽減を2021年度まで延長する。国庫負担割合も2021年度まで引き下げる。